

令和6年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
1	R6. 7. 19	R6. 8. 1	令和6年度分の固定資産の価格等のうち、「団体別、地目別の土地の面積」及び「団体別、地目別の土地の決定価格」がわかる一覧表（請求日時点）	2	1																総務局行政部 市町村課
2	R6. 7. 22	R6. 8. 1	個人情報の変質操作権限について、の内容のフロー図、手順などの運用方法。 なお、「個人情報の変質操作権限」とは、一旦記録された、記録済みの個人情報に対する入れ替え、追加、消去等、これら情報を変質させる操作について、職員が職権として、認められている行い得る範囲である。					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課	
3	R6. 7. 27	R6. 8. 2	行政書士法に基づく行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分事務処理要領(19総行振第1180号行政部長決定)	15	1																総務局行政部 振興企画課
4	R6. 8. 1	R6. 8. 7	電線共同溝設置工事及び道路改修工事（ハ－大賀郷の14）（第2回変更）に係る変更工事設計概括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表及び諸経費計算書	429	1																総務局八丈支 庁土木課
5	R6. 7. 24	R6. 8. 8	2023年7月時点において、申請者自身が東京都総務局人権部から渡された文書や同文書の係る対応規則、流れ等の記載があるもの						1	1									(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	総務局人権部 人権施策推進課	
6	R6. 7. 28	R6. 8. 9	裁判所の電子納付利用者登録制度に係る電子納付利用者登録申請書及び電子納付利用登録票（これらが決裁文書又は供覧文書の一部である場合にあっては、その決裁文書又は供覧文書の全体）					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 法務課	
7	R6. 8. 1	R6. 8. 15	東京都知事が令和3年3月18日付で〇〇に対して発した措置命令書						1		1				1				(条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第6号) 命令に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総合防 災部防災対策課	
8	R6. 8. 8	R6. 8. 22	「令和6年4月17日付巡視日誌における都民の声課からの警備要請についての報告書」 「令和6年6月24日付巡視日誌における交通局からの警備要請についての報告書」 「令和6年7月1日付巡視日誌における都民の声課からの警備要請についての報告書」	3		1					1		1		1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第6号) 法人等が任意に提供した情報であり、公にすることにより庁内管理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 総務課	
9	R6. 8. 10	R6. 8. 23	公文書情報の提供に関する実施要綱																東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当するため	総務局総務部 情報公開課	
10	R6. 8. 10	R6. 8. 23	公文書情報の提供に関する実施要綱																東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当するため	総務局総務部 情報公開課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R6. 6. 28	R6. 8. 23	判決書（東京地裁令和 6 年 6 月 2 8 日判決）	73		1				1	1	1	1		1				(条例第7条第1号) 法令の定めるところにより、公にすることができないと認められるため (条例第7条第2号) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第6号) 裁判所が行う閲覧制限及び訴訟事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 法務課
12	R6. 6. 28	R6. 8. 23	決定書（東京地裁令和 6 年 6 月 2 8 日決定）	5		1					1		1						(条例第7条第2号) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため (条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	総務局総務部 法務課
13	R6. 8. 13	R6. 8. 27	保有個人情報開示請求書																東京都情報公開条例第18条第 2 項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当するため	総務局総務部 情報公開課